

平成25年度

『被扶養者資格（認定状況）の再確認』を実施いたします

健康保険組合では、医療費、高齢者医療制度への納付金等の適正化を目的に、被扶養者となっている方が現在もその状況であるかどうかの再確認を実施いたします。

6月中旬から、事業主の皆様には「被扶養者資格確認対象者一覧表」、「再確認の流れ、確認方法」等を送付しますので、ご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

対象となる方

平成25年 3月31日現在、当健康保険組合の被扶養者。
ただし、次の方々を除きます。

- ・平成25年 4月 1日において18歳未満の被扶養者。
（平成 7年 4月 1日生の方は再確認の対象となります。）
- ・平成25年 4月 1日受付以降に被扶養者認定された方

確 認 内 容

被扶養者の資格基準を満たしているかどうかを確認

- ①就職等ですでに他の健康保険に加入していないか
 - ②基準内の収入であるか
 - ・59歳までの方 ⇒ 年間収入130万円未満
 - ・60～74歳の方または障害者の方 ⇒ 年間収入180万円未満
- ※両者とも被保険者の年収の1/2未満であることも必要です。

『被扶養者資格の再確認』は**保険料負担の軽減**につながります

高齢者の医療費は、税金、本人負担のほかに、健保組合、協会けんぽ等の各医療保険者から拠出する納付金・支援金（皆様が納められた保険料から、各々の制度の加入者（被保険者及び被扶養者）の人数や総報酬割合に応じて算出）によって支えられています。

そのため、本来、健康保険の被扶養者から削除しなければならない方が届出を行っていないと、その被扶養者分についても健保組合の納付金・支援金の額に追加され、皆様の保険料負担も増えることとなります。

事業主様・加入者様にはご多忙のところ大変お手数をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



富山県自動車販売店健康保険組合